

登米市生活困窮者自立支援事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、生活困窮者自立相談支援事業、生活困窮者住居確保給付金の支給、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業(以下「自立支援事業」という。)を一体的に実施するにあたり、公募型プロポーザルにより最も適切な者を契約候補者として選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 登米市生活困窮者自立支援事業委託業務
- (2) 業務内容 登米市生活困窮者自立支援事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに従うこと
- (3) 施行場所 登米市全域
- (4) 履行期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

※ただし、契約締結日から令和7年3月31日までの間は、当該業務の準備期間とし、業務開始に向けた諸準備を行うこととする。また、現在の委託事業者から引継ぎを受ける必要がある場合は、当該期間中に完了すること。

- (5) 委託上限額 130,315,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

【内訳】 令和7年度 26,767,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和8年度 25,887,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和9年度 25,887,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和10年度 25,887,000円（消費税及び地方消費税を含む）
令和11年度 25,887,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、参加申込書提出時において次に掲げる全ての要件に該当する者とする。なお、企画提案書提出後において資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 法人格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者(ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。)であること。
- (4) 登米市入札契約暴力団等排除要綱(平成20年登米市告示第227号)第3条に規定する措置

要件に該当しないこと。

- (5) 国税、地方税及び市税を滞納していないこと。
- (6) 損害賠償責任保険に加入していること。
- (7) 政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条に規定するもの)に該当しないこと。
- (8) 宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定にするもの)に該当しないこと。
- (9) 登米市暴力団排除条例(平成25年条例第6号)に規定する暴力団員または暴力団員等でないこと。

4 プロポーザルに関する手続き

(1) スケジュール表

本プロポーザルに関する手続きは、次の日程で行うものとする。ただし、変更となる場合がある。

内容	日程
実施要領等の配布（ホームページで公開）	令和6年11月1日（金）
実施要領等に関する質問受付	令和6年11月1日（金）から 令和6年11月18日（月）まで
質問の回答	令和6年11月5日（火）から 令和6年11月20日（水）まで 随時
参加申込書提出期限	令和6年11月25日（月）
資格審査結果通知	令和6年11月28日（木）
企画提案提出期限	令和6年12月10日（火）
プレゼンテーション、契約候補者の選定	令和6年12月24日（火）
選定結果通知	令和6年12月27日（金）
発注仕様書に係る協議及び決定 契約候補者からの見積徴取 契約締結	令和7年1月上旬（予定）

手続等に関する資料の閲覧場所：URL <http://www.city.tome.miyagi.jp/>

(2) 配布資料（各様式はホームページからダウンロードすること。）

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 質問書（様式第2号）
- ウ 見積書（様式第3号）
- エ 取下願（様式第4号）

(3) 実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合は、質問書（様式第2号）を提出すること。口頭による質問は不可とする。

- ア 受付期限

令和6年11月18日(月)午後5時まで(必着)

イ 提出方法

原則として電子メールで担当課へ送信すること。また送信後には受信の確認のため、担当課へ電話連絡すること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、電子メールで行うほか、市ホームページで公表するものとし、口頭での個別対応は行わない。

(4) 参加申込書の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の提出期限までに参加申込書類を作成し、提出すること。

ア 提出期限

令和6年11月25日(月)午後5時(必着)

イ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの時間を除く。)とする。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

ウ 提出書類及び部数

- ① 参加申込書(様式第1号) : 1部
- ② 令和5年度の事業報告書及び収支決算書 : 1部
- ③ 法人の登記事項証明書(提出日から3ヶ月以内のもの) : 原本1部
- ④ 定款又はこれに代わるものの写し : 1部
- ⑤ 役員名簿 : 1部
- ⑥ 納税証明書(未納がないことの証明) : 原本各1部
 - ・登米市が発行する市税(全税目)の納税証明書
 - ・宮城県各県税事務所が発行する県税(全税目)の納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑦ その他、市が必要と認める書類(指示があった場合のみ提出)

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査の完了後、参加申込書を提出した者に対し、参加資格審査結果通知書により、以下の方法で通知する。

ア 通知日

令和6年11月28日(木)

イ 通知方法

郵送(電子メールで写しを送付)

(6) 企画提案書の受付

参加資格者は、以下の提出期限までに企画提案書等を作成し、提出すること。

ア 提出期限

令和6年12月10日(火)午後5時(必着)

イ 提出方法

担当課へ持参又は郵送により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの時間を除く。）とする。郵送の場合は、提出期限内必着とする。

※PDFファイルデータを電子メールで担当課に提出すること。

ウ 提出書類及び部数

① 企画提案書：7部

- ・企画提案書の様式は任意とする。
- ・企画提案書の作成に当たっては、「5 企画提案書の内容」に基づき記載すること。

② 見積書（様式第3号）：正本1部、副本6部

(7) プレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和6年12月24日（火）

※実施会場及び時間等は電子メールで通知する。

イ 実施方法

参加者ごとに、提案内容のプレゼンテーション20分、ヒアリング20分の合計40分以内とする。それぞれの実施時間を経過した場合は、プレゼンテーション及びヒアリングが途中であっても打ち切ることとする。

ウ 出席者等

説明者は、本事業に従事する予定である者とし、その者を含めて3名以内（パソコン等の操作をする者を含む）とする。

エ 注意事項等

- ① プレゼンテーションは、参加者が提出した企画提案書を基に行うこととし、追加資料の配布は認めない。ただし、企画提案書に関わる図や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。
- ② プレゼンテーションは、パソコンの使用を可能とする。ただし、使用するパソコンは、参加者が準備持参するものとし、プロジェクター及びスクリーン等は市で準備する。
- ③ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受理順とし、指定時間の15分前までに待機すること。
- ④ 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することはできない。

5 企画提案書の内容

仕様書をもとに、別紙（審査項目）の評価の視点を踏まえた企画内容で提案すること。

6 審査方法等

審査方法については、次のとおりとする。

- (1) 本プロポーザルの実施にあたっては、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行った上で、契約候補者を決定する。
- (2) 本プロポーザルの審査は、別に定める「登米市生活困窮者自立支援事業公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。
- (3) 評価項目は別に定める「登米市生活困窮者自立支援事業公募型プロポーザル審査委員会審査基準」によるものとし、最低基準点以上となる者の中から最も点数の高い提案をした者を契約候補者とする。なお、点数が同点の場合は、審査委員ごとの順位を比較し、1位を獲得した数が多い者を上位とする。これでも同点の場合は2位を獲得した数により比較する。以下、下位まで同様に比較することにより、順位を決定する。
- (4) 最低基準点は、150点とする。
- (5) 参加者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、契約候補者とする。
- (6) 審査結果については、全ての参加者に対して、以下の方法で通知する。

ア 通知日

令和6年12月27日（金）

イ 通知方法

郵送（電子メールで写しを送付）

- (7) 審査の経緯に関する質問には一切応じられない。

7 失格要件

次に掲げる事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- (3) 審査委員会の委員又は関係者に対して直接的又は間接的を問わず故意に接触した場合など、審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 本実施要領に定める委託上限額を超える金額で提案された場合
- (5) プレゼンテーションの審査開始時間に遅れた場合
- (6) 契約締結までの間に参加要件を満たさないと発覚した場合
- (7) その他、本実施要領に違反した場合

8 契約の締結

- (1) 契約方法

ア 契約候補者が提出した見積金額を上限として、見積合わせを行い、契約書の取り交わしをもって契約の成立とする。

イ 契約候補者との契約が不調になった場合には、次点者を契約候補者とする。

ウ 登米市契約規則（平成17年登米市規則第41号）に定める随意契約の手続きにより、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

エ 契約時における仕様書は、本市と契約候補者との協議により、必要に応じて変更することがある。

(2) 委託料の支払条件

支払方法は、市と契約候補者との協議のうえ、契約書で定める。

9 その他

(1) 企画提案は、1者1案とする。

(2) 提出された書類について、提出後の差替え及び変更は認めない。ただし、市が補正を求めた場合、又は補足書類の提出を求めた場合はこの限りでない。

(3) 提出された書類は返却しない。

(4) 提出後に応募を取り下げる場合は、取下願（様式第4号）を提出すること。取下願の提出があった場合、既に提出された書類については、全て返却する。

(5) 審査は提出された企画提案書により行うが、その内容について参加者又は関係機関から意見聴取することがある。

(6) 企画提案書の作成・提出等プロポーザルへの参加に要する経費は、すべて参加者負担とする。

(7) 提出書類はすべてA4サイズとする。ただし、やむを得ない場合は、A3サイズを片袖折にし、A4サイズとすることも可とする。

10 問い合わせ先

登米市福祉事務所生活福祉課生活保護係

住所：登米市南方町新高石浦130番地

電話：0220-58-5552

電子メール：seikatufukusi@city.tome.miyagi.jp

ファクシミリ：0220-58-2375

別紙（審査項目）

評価項目		評価の視点
目的理解・実績・経営状況について		・生活困窮者の現状や課題を理解し、本業務の目的が十分に理解されているか。
		・本事業に類する支援業務等の実績を有しているか。
		・業務遂行が可能な経営基盤を有しているか。
運営体制	拠点の設置場所	・相談者の利便性（相談のしやすさ）に配慮され、支援相談の実効性と設置場所に合理性はあるか。
	組織及び人員配置	・職員の資格等は委託仕様書の要件が満たされているか。
		・職員の資質向上のための研修等が計画されているか。
	プライバシーの保持、個人情報の管理	・プライバシーの保持が十分配慮され、個人情報の管理が適切に行えるか。
	危機管理	・業務におけるミス、トラブルの防止策と発生した場合の対応、体制が整っているか。
・苦情への対応が適切に行えるか。		
事業実施方法	生活困窮者自立相談支援事業及び生活困窮者住居確保給付金の支給について	・支援対象者への支援内容や相談窓口等の周知方法は十分かつ確実に行われる具体策はあるか。
		・事業者の既存事業や地域からの情報提供等を通じて、支援対象者の情報を広く得ることができる体制となっているか。
		・アウトリーチを含めた相談体制やアセスメントの実施方法は適切か。
		・支援プランの策定方法及び支援調整会議の運営等は適切か。
		・プラン策定後の支援内容や再評価の手法は適切か。
		・個々の支援対象者の状況に応じた十分な支援を行う体制となっているか。
		・給付金受給者の就労支援や増収を図るための関係機関との連携方法は適切か。
	生活困窮者就労準備支援事業について	・支援対象者への支援内容や相談窓口等の周知方法は十分かつ確実に行われる具体策はあるか。
		・事業実施に係るスケジュールは妥当なものと認められるか。
	日常生活自立に関すること	・支援対象者の生活習慣の形成を促すために、具体的で効果的な支援内容となっているか。
		・生活習慣の形成及び回復、健康及び生活管理を行う意識の醸成に向けた支援体制は確保されているか。
	社会自立に関すること	・支援対象者の社会的能力の形成を促すために、具体的で効果的な支援内容となっているか。
		・職場見学、ボランティア活動、地域活動等、社会参加を促進する支援体制は確保されているか。
	就労自立に関すること	・一般就労に向けた技法や知識の習得を促すために、具体的で効果的な支援内容となっているか。
		・協力事業所との連携等、就労に向けた支援体制が確保されているか。
	生活困窮者家計改善支援事業について	・支援対象者への支援内容や相談窓口等の周知方法は十分かつ確実に行われる具体策はあるか。
		・支援対象者の家計管理能力を高めるために、具体的で効果的な支援内容となっているか。
・税金、公共料金等の滞納解消を図るための関係機関との連携方法は適切か。		
・多重・過重債務等の債務整理を図るための関係機関との連携方法は適切か。		
・一時的な資金貸付けのあっせんに係る関係機関との連携方法は適切か。		
価格点		・配点×（提案のあった最低見積額／参加者の見積額） ※小数点第2位を四捨五入した数値とする。